（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所　運営規程

（事業の目的）

第１条　有限会社メイプルハンドが開設する小規模多機能型居宅介護　もみじのて上溝（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者及び要支援者（以下「利用者」という。）の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の職員は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称 小規模多機能型居宅介護　もみじのて上溝

二　所在地 相模原市中央区上溝 １－６－９－２

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者

１名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供する。

二　介護支援専門員

1名（常勤兼務）

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び（介護予防）小規模

多機能型居宅介護計画の作成に当たる。

三　介護従業者

介護職員１７名（常勤専従３名,常勤兼務１､非常勤専従１４名内看護職員１名含）

介護従業者は登録者の居宅を訪問して（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供する。

看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条　当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　１年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）

二　営業時間

ア　通いサービス(基本時間)　午前８時から　午後６時まで

イ　宿泊サービス(基本時間)　午後６時から　午前８時まで

ウ　訪問サービス(基本時間)　２４時間

（登録定員及び利用定員）

第６条　当事業所における利用定員は次のとおりとする。

一　登録定員　　２９名

二　通いサービス　１８名

三　宿泊サービス　　９名

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

中央区全域、南区全域、緑区一部（相原、相原１～６丁目、大島、大山町、小倉、上九沢、川尻、久保沢１～３丁目、下九沢、城山１～４丁目、田名、谷ケ原１～２丁目、中沢、西橋本１～５丁目、二本松１～４丁目、橋本１～８丁目、橋本台１～４丁目、葉山島、原宿１～５丁目、原宿南１～３丁目、東橋本１～４丁目、広田、町屋１～４丁目、向原１～３丁目、元橋本、若葉台１～７丁目）

（（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第８条　事業所の介護支援専門員は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

２　（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

一　地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第１項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。

二　利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

三　小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう心要な援助を行うこととする。

四　登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

（（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容）

第９条　（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

一　通いサービス　事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

二　宿泊サービス　事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

三　訪問サービス　利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

２　サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

（（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用料）

第10条　指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。その他については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

一　利用料は別紙のとおり

二　第７条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。なお、

自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は次のとおりとする。

１キロメートルあたり５０円

三　前各号に掲げるもののほか、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

２　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条　サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

一　サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。

二　利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前８時３０分までに事業所に連絡をしていただくこと。

三　サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

（緊急時等における対応方法）

第12条　事業所の職員は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

２　主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第13条　当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行い、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

３　当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（身体的拘束等の禁止）

第14条　事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。

２　前項の規定による身体的拘束等は、切迫性、非代替性、一時性の要件を検討した上、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

３　前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第15条　虐待防止について（別紙添付）

（苦情処理）

第16条　当事業所は、自ら提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するとともに記録をとるものとする。

（個人情報の保護）

第17条　事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

（非常災害対策）

第18条　指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

２　非常災害に備え、年２回以上の避難訓練を行う。

（運営推進会議）

第19条　当事業所の行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を

設置する。
2　運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
3　運営推進会議の開催はおおむね２月に１回以上とする。
4　運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（その他運営に関する留意事項）
第20条　事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護士、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
一　採用時研修 採用後３か月以内
二　継続研修 年１２回
2　職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3　当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社メイプルハンドと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則
この規程は、２０１９年　４月　１日から施行する。

令和　元年10月1日　別紙介護保険利用料金の変更
令和　３年９月1日　計画作成担当者の増員
令和　４年１月１日　管理者、計画作成担当者変更
令和　４年６月１日　管理者変更、計画作成担当者減員
令和　５年２月１日　管理者、計画作成担当者変更
令和　５年１２月１日　改定
令和　６年４月１日　改定（利用料金　別紙）
令和　６年６月１日　改定（利用料金　別紙）
令和　７年１０月１日　改定（利用料金　別紙）

令和　８年２月１日　改定（虐待防止につて　別紙）
令和　８年６月１日　改定（利用料金　別紙）